名古屋市消費生活センター
No.122



くらしのほっと通信

「無料点検」を口実に訪問して不安をあおる
「点検商法」に要注意!

ガス会社、給湯器メーカー、自治体をかたり、「点検が義務化された」などと
無料点検をもちかけ、高額な契約を迫るトラブルが発生しています



給湯器のほかにも、**分電盤や太陽光発電システム、屋根**の無料点検を持ちかける事業者も!

**電話や訪問で点検を持ちかける業者に
安易に点検させないようにしましょう**

**点検を断る連絡が取れず訪問された場合は、
インターホン越しに断りましょう**

勧誘された場合は、その日に契約せず、ガス会社や給湯器メーカーなどに相談し、
複数の事業者から見積もりを取って、十分に検討しましょう。

契約してしまった場合

- 訪問販売は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます!
- クーリング・オフ期間を過ぎていても、勧誘に問題があったときは契約の取り消しができる場合があります。

新聞の訪問販売によるトラブルが後を絶ちません



必要ない場合は「お断りします、帰ってください」などときっぱり断りましょう

突然訪問した事業者にはインターホン越しに対応し、容易に玄関ドアを開けないようにしましょう

契約してしまった場合

- 訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。
- クーリング・オフ期間を過ぎていても、「何度も断っているが販売員が帰らず、強引に契約を迫られた」など、勧誘に問題があったときは契約を取り消せる場合があります。
- 新聞公正取引協議会・日本新聞協会販売委員会の「新聞購読契約に関するガイドライン」で、不適切な契約や考慮すべき事情がある場合など、やむを得ない正当な理由があれば解約できると定められています。

「借金が返せない」

ひとりで悩まず、ご相談ください

秘密厳守　相談無料 ―― 安心してご相談ください

借金に関するご相談は、消費生活相談員が債務整理の方法などを説明し、必要に応じて法律相談をご案内しています。弁護士や司法書士による法律相談は、平日午後、消費生活相談員が同席して行っています。

利用のご案内

消費生活相談

名古屋市消費生活センター	消費者ホットライン
☎052-222-9671（くろーない）	全国共通 ☎ 局番なし 188（いやや！）
●月～土曜日（祝休日、年末年始を除く） ●9:00～16:15 ※平日の昼や土曜日はつながりにくい場合があります	お近くの消費生活相談窓口につながります ●年末年始を除く毎日

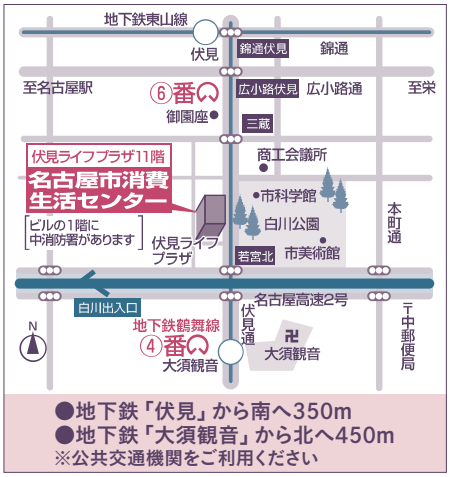
くらしの情報プラザ

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています

開館時間　●月～土曜日　●9:00～16:15

祝休日、年末年始を除く

☎052-222-9677



●地下鉄「伏見」から南へ350m
●地下鉄「大須観音」から北へ450m
※公共交通機関をご利用ください

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号　伏見ライフプラザ11階
TEL(052)222-9679　FAX(052)222-9678
URL https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/

名古屋市消費生活センター　検索

X(旧Twitter)でも情報発信中！

チラシの内容の無断転載をお断りします

2026年11月発行